

第2期越谷市障がい福祉計画

平成21年3月

越 谷 市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第2章 計画の目標	4
第3章 障がい福祉サービスの見込量と確保のための方策	9
第4章 地域生活支援事業	20
第5章 計画の実現に向けて	28
附表 障がい福祉サービス等の必要見込み量一覧	29
資料編	
1. 障がい福祉施設等の新体系サービスへの移行調査	31
2. 障がい者数及びサービス利用状況	38
3. 計画の策定経過と策定体制	40
4. 用語の解説	42

※本計画における「障がい者」とは、特に定めがない限り、障がい児を含んでいます。また「障がい者」の表記については、法令等に基づくものや固有名詞などを除き、ひらがな表記としています。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

越谷市では、平成16年3月に策定した「新越谷市障害者計画」に基づき、ノーマライゼーションの理念のもと、『障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会』の実現をめざし、各種の障がい者施策を進めてきました。

こうした中、障がい者の福祉制度は、この数年間で大きく変化し、平成15年度には支援費制度が導入され、また、平成17年10月に成立した障害者自立支援法では、これまで障がい種別ごとに提供されてきたサービスの一元化を図るとともに、既存のサービス体系の再編や利用者負担の見直しなどが行われることになりました。そして、障がい福祉サービス等を円滑に提供できるよう、基盤整備に向けた数値目標やサービスの見込み量などを定める「障がい福祉計画」の策定が、県と市町村に義務づけられました。

障害者自立支援法はいくつかの課題が指摘されています。その中では、1割を原則とする利用者負担、事業者の減収、サービスの質・人材確保の困難及び制度改正に伴う混乱と新体系移行の遅れなどが挙げられています。

国では、平成19年度・20年度の特別対策として、低所得者世帯への月額負担上限額の軽減、事業者に対する激変緩和措置及び新法移行等のための緊急的な経過措置を実施しました。また、障害者自立支援法施行後3年の見直しに向けて、現在議論が行われています。

本市としては、以上のような障害者自立支援法の課題を踏まえつつ、「第2期障がい福祉計画」を策定することにより、すでに策定している「新越谷市障がい者計画」における障がい者施策と合わせ、総合的な障がい者自立支援体制の確立を目指します。

2. 計画の性格、位置づけ、期間

1. 計画の性格

この計画は、障害者自立支援法第88条に基づき、国の基本的指針に沿って、障がい福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関

する計画を定めるものです。

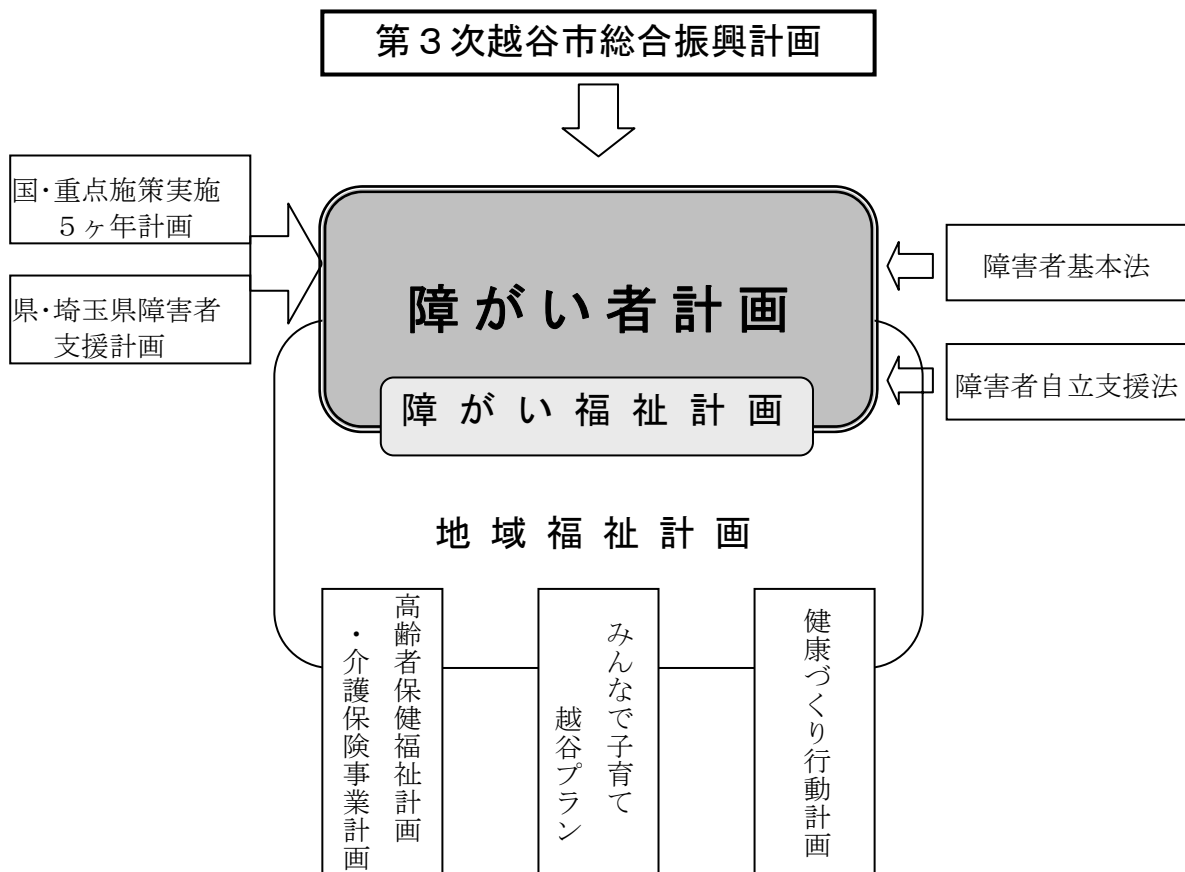
【定める事項】

- 各年度における障がい福祉サービスまたは相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 障がい福祉サービスまたは相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関すること

2. 計画の位置づけ

「障がい福祉計画」は、障害者自立支援法に基づく、障がい福祉サービスの必要量と提供体制を確保するための実施計画です。

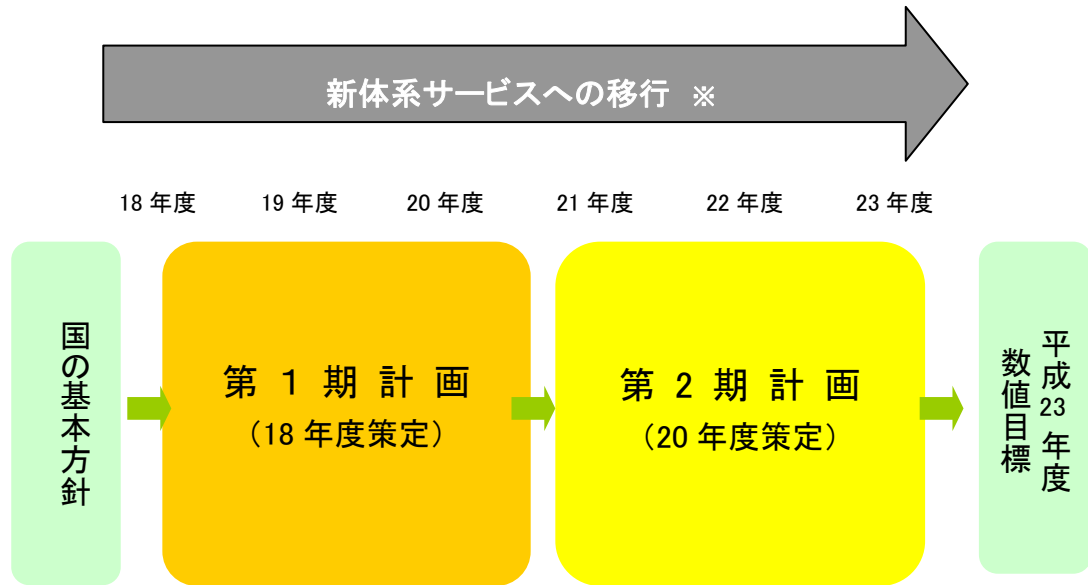
これに対し、「新越谷市障がい者計画」は障害者基本法に基づくもので、第3次越谷市総合振興計画の部門計画として障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めた中長期計画です。障害者自立支援法の新たな事業体系にあわせて、平成19年度に見直しを行いました。障がい福祉サービスに係る目標値については、両計画の整合性を図ってまいります。



3. 計画の期間

第1期計画は、平成18年度から平成20年度までの3ヶ年を計画期間とし、平成18年度に策定しました。

第2期計画は第1期計画の実績を踏まえて必要な見直しを行い、平成21年度から23年度までを計画期間とし、平成20年度に策定します。



※ 障害者自立支援法では、現行の施設サービスについては、移行措置期間内に新体系サービスに移行することとされています。

第2章 計画の目標

1. 基本的理念

計画の策定にあたって、障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法および新越谷市障がい者計画の理念「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮してまいります。

1. 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種別や程度にかかわらず、障がい者が自分で住みたい場所を選び、必要な障がい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障がい者の自立と社会参加の実現を図ることができるよう、障がい福祉サービスの提供体制の確立を図ります。

2. 市を主体とする仕組みと三障がいの制度の一元化

障がい福祉サービスの実施主体が市となり、身体障がい、知的障がい、精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度が一元化されたことを踏まえ、立ち後れている精神障がい者に対するサービスの充実を図るとともに、県の支援などを通じて障がい福祉サービスの充実に努めます。

3. 地域生活移行や就労支援等のサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援に関するサービス提供基盤を整えるとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するための身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等のインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

2. 基本目標

基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を図ります。

1. 訪問系サービスの充実

精神障がい者に対し、立ち後れている訪問系サービスの利用を促進するとともに、障がい者が必要な訪問系サービスを受けることができるよう、サービスの充実を図ります。

2. 日中活動系サービスの充実

いわゆる小規模作業所の利用者が、法に基づくサービスへの移行等ができるように推進するとともに、希望する障がい者に日中活動系サービスの充実を図ります。

3. グループホーム等の充実と地域生活への移行

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）やケアホーム（共同生活介護）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設への入所や病院への入院から地域生活への移行を図ります。

4. 福祉施設から一般就労への移行

就労移行を支援する事業等を充実することにより、障がい者の福祉施設から一般就労への移行や、福祉施設において働く場の拡大を図ります。

5. 相談支援体制の構築

相談支援に関する基本的な考え方として、障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。このため、地域の実情に応じ、中立かつ公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。さらに、相談支援事業を効果的に実施するため、地域自立支援協議会を設け、ネットワークを構築します。

3. 平成23年度の数値目標の設定

障がい者の自立支援の観点から、「地域生活移行」や「就労支援」といった新たな課題に対応することが必要です。必要な障がい福祉サービスの量を見込むにあたっては、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次に掲げる事項について、第1期障がい福祉計画でそれぞれの数値目標を設定しました。

第1期計画において設定した数値目標については、平成23年度を目標年度として設定されたものであり、第2期計画についてもこの数値目標は変更しません。

なお、数値目標を実現するにあたり、埼玉県精神障害者地域移行支援特別対策事業及び埼玉県工賃水準パワーアップ計画を有効に利用していきます。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、第1期障がい福祉計画の作成時点において、福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等の生活に移行する者の数を見込み、その上で、平成23年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針においては、第1期計画時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成23年度末の施設入所者数を現時点の施設入所者数から7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましいとされています。

本市においては、現在の施設入所者の1割が平成23年度までに地域移行することを目指します。施設入所というサービスが真に必要な方については引き続きご利用いただきますが、同時に、施設入所のニーズについて適切に調査・確認を行い、地域生活を支援する社会資源の充実を図りながら、目標値に近づけることとします。一方、障がい者施設の入所者数については、待機者が多い状況も考慮しますが、平成23年度末までに2%の減少を図ります。

項 目	数 値	考 え 方
第1期計画策定時点 の入所者数（A）	201人	平成18年9月末現在の数 （身体障害者療護施設・身体障害者入所授 産施設・知的障害者入所更生施設・知的 障害者入所授産施設の入所者数を計上）
【目標値】（B） 地域生活移行	20人 （10%）	（A）のうち、平成23年度末までの地域 生活移行目標数

今後、施設入所支援が必要な人数 (C)	16人	平成23年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込数
平成23年度末の入所者数 (D)	197人	平成23年度末の利用人員見込数 (A - B + C)
【目標値】 (E) 入所者削減見込	4人 (2%)	差引減少見込数 (A - D)
【実績】平成19年3月末入所者数	202人	身体障害者療護施設・身体障害者入所授産施設・知的障害者入所更生施設・知的障害者入所授産施設及び新体系サービスの施設入所支援施設の入所者数を計上
【実績】平成20年3月末入所者数	200人	

2. 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成24年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者」(以下「退院可能精神障がい者」という。)が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成23年度末までの退院可能精神障がい者数の減少目標値(平成14年度における退院可能精神障がい者数に基づき市町村および都道府県が定める数)を設定することとされています。

本市の目標値は、埼玉県が平成18年6月に実施した実態調査に基づき、人口按分で算出した数値とします。

項目	数値	考え方
【目標値】 現在の退院可能精神障がい者数	37人	埼玉県の平成23年度末までの減少目標825人を市の人口で按分

3. 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針では、目標の設定にあたっては、第1期計画時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましいとされています。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成23年度までに第1期計画時点の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労

継続支援（A型）事業を利用することを目指すとしています。

そこで、本市の平成23年度における一般就労者数は平成17年度の4倍にすることを目標とします。

項 目	数 値	考 え 方
現在の年間 一般就労者数	3人	平成17年度に、福祉施設を退所し、 一般就労した者の数
【目標値】 年間一般就労者数	12人	平成23年度において施設を退所し、 一般就労する者の数
【実績】平成18年度 一般就労者数	7人	平成18年度において福祉施設から一般就労 した者の数
【実績】平成19年度 一般就労者数	2人	平成19年度において福祉施設から一般就労 した者の数

第3章 障がい福祉サービスの見込 量と確保のための方策

障害者自立支援法に基づく新体系サービスでは、在宅生活を支援する「訪問系サービス」、施設への通所や入所施設での昼間のサービスである「日中活動系サービス」、入所施設での夜間のサービスやグループホームなどの「居住系サービス」に大別されます。さらに、市町村が地域の実情に応じて行う地域生活支援事業があります。

旧体系

在宅サービス
ホームヘルプ (身体障がい・知的障がい・精神障がい・障がい児)
デイサービス (身体障がい・知的障がい・精神障がい・障がい児)
ショートステイ (身体障がい・知的障がい・精神障がい・障がい児)
グループホーム (知的障がい・精神障がい)

施設サービス
重症心身障害児施設 (障がい児)
療護施設 (身体障がい)
更生施設 (身体障がい・知的障がい)
授産施設 (身体障がい・知的障がい・精神障がい)
福祉工場 (身体障がい・知的障がい・精神障がい)
通勤寮 (知的障がい)
福祉ホーム (身体障がい・知的障がい・精神障がい)
生活訓練施設 (精神障がい)

新体系

訪問系サービス
居宅介護
重度訪問介護
行動援護
重度障害者等包括支援
短期入所 (ショートステイ)

日中活動系サービス
生活介護
自立訓練 (機能訓練)
自立訓練 (生活訓練)
就労移行支援
就労継続支援 (A型・雇用型)
就労継続支援 (B型・非雇用型)
療養介護
児童デイサービス

居住系サービス
共同生活援助 (グループホーム)
共同生活介護 (ケアホーム)
施設入所支援

地域生活支援事業
相談支援事業
コミュニケーション支援事業
日常生活用具給付事業
移動支援事業
地域活動支援センター事業

サービス利用のイメージ

サービスの組み合わせの例を図解します。

在宅者

朝	日中	夜
訪問系サービス (ホームヘルプ)	訪問系サービス (ホームヘルプ)	訪問系サービス (ホームヘルプ)
	日中活動系サービス 生活介護、自立訓練、就労支援 等 地域活動支援センター	
	移動支援事業など (地域生活支援事業)	
	一般就労	

在宅者は、在宅時はホームヘルプサービスなどの訪問系サービスを、日中は、施設において生活介護や就労支援などの日中活動系 (通所) サービスを組み合わせ利用することができます。

施設利用者

朝	日中	夜
施設入所支援	日中活動系サービス 生活介護、自立訓練、就労支援 等	施設入所支援

施設入所者は、夜間施設入所支援を受け、日中は、施設において生活介護や就労支援などの日中活動系サービスを組み合わせ利用します。

グループホーム・ケアホーム利用者

朝	日中	夜
グループホーム ・ケアホーム	日中活動系サービス 生活介護、自立訓練、就労支援 等 地域活動支援センター	グループホーム ・ケアホーム
	一般就労	

グループホーム、ケアホーム利用者は、夜間ホームで生活指導等を受け、日中は、就労や施設において生活介護や就労支援などの日中活動系サービスを組み合わせ利用します。

1. 障がい福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

1. ホームヘルプサービス(訪問系)の必要量について

(1) サービスの概要

居 宅 介 護	自宅で介護が必要な人に、入浴や排せつ、食事などの介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援を総合的に行います。
行 動 援 護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上の障がいのある人などに、外出の前後に危険を回避するために必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	寝たきり状態などの介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行います。

(2) 算定の考え方

ホームヘルプサービスは障害者自立支援法の施行に伴って、事業の組替えが行われ、4つの訪問系サービスと地域生活支援事業の移動支援事業に分類されました。ここでは、障がい福祉サービスに位置づけされる4つの訪問系サービスの必要量を算定します。

4つの訪問系サービスの必要量は、平成18年度から平成20年度までの利用時間数・利用人数の推移を基礎に、入所施設から地域生活への移行および退院可能な精神科病院入院患者の地域生活への移行の人数を加味して算定します。

<過去の実績>

	平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 (推計)
年間利用時間	29,633	33,794	36,584
利用人数	130	154	150
平均利用時間	228	219	244

(3) サービスの必要見込み量

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用時間	38,047	39,569	41,152
利用人数	155	160	165
平均利用時間	245	247	249

※4つの訪問系サービスの合計

2. 短期入所(訪問系)の必要量について

(1) サービスの概要

短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間・夜間を含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
------	---

(2) 算定の考え方

短期入所の必要量は、平成18年度から平成20年度までの利用日数・利用人数の推移を基礎に、入所施設から地域生活への移行および退院可能な精神科病院入院患者の地域生活への移行の人数を加味して算定します。

<過去の実績>

	平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 (推計)
年間利用日数	3,478	3,095	3,541
利用人数	65	64	57
平均利用日数	54	48	62

(3) サービスの必要見込み量

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用日数	3,683	3,830	4,098
利用人数	59	61	65
平均利用日数	62	63	63

3. 施設の新体系サービス(日中活動系・居住系)の必要量について

(1) サービスの概要

【日中活動系サービス】

生活介護	常に介護が必要な人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で一定の支援が必要な身体障がい者に、理学療法・作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練・コミュニケーション・家事等の訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に、食事や家事等日常生活能力を向上するための支援を行います。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人などに、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業での就労が困難な人などに、雇用契約に基づいて就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上を図り、一般就労への移行に向けて支援を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業での就労が困難な人などに、就労の機会や生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のための支援を行います。
療養介護	常時介護を必要とする障がい者のうち、長期の入院による医療ケアを必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護および日常生活上の介護を行います。

【居住系サービス】

共同生活援助 (グループホーム)	就労し、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者で、地域において自立した日常生活を希望する人に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
---------------------	---

共同生活介護 (ケアホーム)	生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者で、地域において自立した日常生活を希望する人に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

(2) 算定の考え方

障害者自立支援法の施行に伴い、従来の施設サービスは今後新体系の日中活動系・居住系サービスに移行することになることから、サービスの必要量については、新体系への移行を踏まえて算定するものとします。

平成20年8月末時点で利用されている施設は下記に示すとおりですが、旧体系の施設が、平成23年度末までに新体系のサービスに移行していきます。

<施設サービスの利用状況（市外施設含む）> 平成20年8月末時点

施設区分		施設数 (事業所数)	利用人数
旧体系サービス	身体障害者療護施設	7	23
	身体障害者入所更生施設	1	1
	身体障害者入所授産施設	4	4
	身体障害者通所授産施設	1	8
	身体障害者筋ジス療養施設	0	0
	知的障害者入所更生施設	32	120
	知的障害者通所更生施設	3	28
	知的障害者入所授産施設	3	7
	知的障害者通所授産施設	10	89
	知的障害者通所寮	1	1
	心身障害者地域ダイケア施設	20	107
	精神障害者小規模作業所	0	0
	精神障害者地域生活支援センター	0	0
	精神障害者生活訓練施設（援護寮）	1	2
	重症心身障害児施設	1	25
新体系サービス	生活介護	23	92
	自立訓練（機能訓練）	3	4
	自立訓練（生活訓練）	4	4
	就労移行支援	4	5
	就労継続支援（A型）	1	1
	就労継続支援（B型）	6	7
	療養介護	1	2
	施設入所支援	22	51
地域活動支援センター	5	98	
計	131	628	

※施設入所支援は他の日中活動系サービスと組み合わせて利用されるために計の欄に計上していません

施設の新体系サービスへの移行状況（平成20年8月末）は、14ページのとおりです。今回、第2期障がい福祉計画を策定にあたり、障がい福祉施設等へアンケート調査を行いました。その中でも新体系サービスへの移行が進んでいない状況がわかります。（資料編参照）

施設の新体系サービスの必要量は、施設に対する移行計画調査の結果を踏まえ、さらに入所施設から地域生活への移行、入所施設の待機者、退院可能な精神科病院入院患者の地域生活への移行および養護学校卒業生のサービス利用予想を加味して算定します。

(3) サービスの必要見込み量

必要量の単位：人日分（1ヶ月当り）

	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	人数	必要量	人数	必要量	人数	必要量
生活介護	145	3,190	174	3,828	250	5,500
自立訓練 (機能訓練)	4	88	4	88	4	88
自立訓練 (生活訓練)	5	110	6	132	34	748
就労移行支援	7	154	11	242	24	528
就労継続支援 A型	2	44	2	44	4	88
就労継続支援 B型	18	396	27	594	146	3,212

※ 上記の施設サービスは継続的に利用されることが多いため必要量は1ヶ月の総利用日数で算定する。

(例) 生活介護：3名×22日（月間の利用日数）＝ 66人日分

必要量の単位：人分（1ヶ月当り）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
療養介護	2	27	27
共同生活援助 共同生活介護	43	48	54
施設入所支援	95	108	204

4. 児童デイサービス(日中活動系)の必要量について

(1) サービスの概要

児 童 デイサービス	療育を必要とする障がい児に対して、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。
---------------	--

(2) 算定の考え方

児童デイサービスは、平成18年度から平成20年度までの利用状況を基礎に必要量を算定します。

<過去の実績>

	平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 (推計)
年間利用日数	0	37	30
利用人数	0	3	2

(3) サービスの必要見込み量

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用日数	36	36	36
利用人数	2	2	2

5. 相談支援の必要量について

(1) サービスの概要

サービス利用 計画の作成	長期間の入所・入院から地域生活に移行しようとする人、および家族や周囲からの支援が得られず具体的な生活設計が困難な人に、サービス利用の斡旋、調整、生活全般の相談を行うため、サービス利用計画を作成します。
-----------------	--

(2) 算定の考え方

施設や病院から地域移行した人や単身者、重度障害者等包括支援サービス利用者を対象にサービス利用計画作成の見込み件数を算定します。

(3) サービスの必要見込み量

単位：人分

	平成20年度 (推計)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
月間利用件数	1	5	5	5

2. 障がい福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

1. 訪問系サービスの充実

(1) サービス事業者への情報提供

障がい福祉サービスや相談支援の提供基盤を確保するため、これらのサービス事業者の把握に努めるとともに、広く、情報提供を行うことなどにより、多様な事業者の参入を促進します。

(2) サービス内容の充実

障がいの種別にかかわらず、必要に応じて、適切なサービスが受けられるよう、利用の斡旋、調整などの支援を行います。また、質の高いサービスが提供できるよう、研修等により従事者の資質の向上を図るとともに、公正・中立な立場から福祉サービスを評価する第三者評価の導入を促進します。

2. 日中活動系サービスの充実

(1) 日中活動系サービスへの移行促進

日中活動系サービスの充実を図るため、新体系移行支援事業等を活用しながら、既存施設の新体系サービスへの円滑な移行を進めます。

(2) 地域デイケア施設等の移行支援

地域デイケア施設が、生活介護や就労継続支援などの障がい福祉サービス事業所や地域活動支援センターに円滑に移行できるよう、施設建設及び運営費に対する補助を行います。

(3) 授産工賃の倍増

埼玉県工賃水準パワーアップ計画に基づき、授産施設や就労支援事業所等の工賃倍増を目指します。

3. 居住系サービスの充実

(1) グループホーム・ケアホームの設置促進

障がい者の地域生活への移行を進めるため、地域における居住の場であるグループホーム（共同生活援助）やケアホーム（共同生活介護）の設置について、

国県の補助制度を活用し、社会福祉法人や NPO 法人等に働きかけていきます。

(2) グループホーム等の利用促進

グループホームやケアホーム等での暮らしを体験するための補助を行い、障がい者の地域生活への移行を支援します。

4. 一般就労への移行等の推進

(1) 一般就労への移行支援

福祉施設から一般就労への移行を進めるため、就労移行支援や就労継続支援のサービス事業者が円滑な事業展開が図れるよう、新体系移行支援事業により、運営等に対する支援を行います。

また、障害者就労支援センターにおいて、サービス事業者への相談支援を行うとともに、就職後の職場定着のための事業所巡回や離職後の再就職のための相談など、次につなげる支援を行います。

(2) 就労支援事業の充実

障がい者の一般就労を推進するため、企業やハローワーク等関係機関と連携を図りながら、障害者就労支援センターにおいて就労相談や職場開拓など障がい者の適性にあった就労支援を行います。また、地域適応支援事業を通して、一般就労が困難な障がい者の職場参加や職場実習を進めます。

5. 相談支援の整備

(1) サービス利用計画の支援

障がい福祉サービスの円滑な利用を図るため、利用計画をたてることが困難な方に、指定相談支援事業所においてサービス利用計画を作成します。

6. 障害者自立支援法の円滑な施行

(1) 利用者負担の軽減

利用者負担の各種軽減措置について利用者への周知を図り、制度の適正な運用に努めます。また国の障害者自立支援法円滑施行特別対策に基づき、通所施設や在宅サービス利用者等について利用者負担のさらなる軽減を行うと共に軽減措置の適用において資産要件や収入認定の見直しを行います。

(2) 事業者に対する激変緩和措置の実施

サービス事業者の安定的運営を確保するため、国の障害者自立支援法円滑施行特別対策に基づき、報酬額の支援を行います。

第4章 地域生活支援事業

市町村は、障害者自立支援法第77条に基づき、障がい者がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を推進します。

市町村地域生活支援事業

地域生活支援事業とは、障がい者の地域生活を支援するため地域の実情に応じて市町村が実施する事業となります。

相談支援事業

相談支援事業、地域自立支援協議会、成年後見制度利用支援事業

コミュニケーション支援事業

手話通訳者、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業

日常生活用具給付事業

移動支援事業

地域活動支援センター事業

創作的活動、生産活動の機会提供、社会との交流促進等

その他の事業

訪問入浴、更生訓練費給付事業、就職支度金給付事業、自動車運転免許取得・改造助成事業、日中一時支援事業

1. 地域生活支援事業の内容および必要な量の見込み

1. 相談支援事業

(1) 事業の概要

○ 障害者相談支援事業

障がい者および障がい者の家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供などを行います。

○ 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用する上で、成年後見制度の利用が必要と認められる障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障がい者の権利擁護を図ります。

○ 地域自立支援協議会の設置

地域自立支援協議会を設置し、相談支援事業所を中心に地域の相談支援体制とネットワークの構築を図ります。

(2) 算定の考え方

現在、相談支援事業を実施している事業所の活動を基礎に算定します。

(3) 事業の必要見込み量

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
障害者相談支援事業実施箇所数	4	4	4	6

2. コミュニケーション支援事業

(1) 事業の概要

○ 手話通訳者、要約筆記者派遣事業

聴覚、音声・言語機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に手話通訳者や要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

○ 手話通訳者の設置事業

聴覚障がい者等の意思疎通の円滑化を図るため、市役所の障害福祉課に手話通訳者を設置します。

(2) 算定の考え方

手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業については、平成 18 年度から

平成20年度までの利用実績から今後の必要見込量を算定します。

<過去の実績>

		平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 (推計)
手話通訳者派遣事業	年間 利用件数	684	796	972
	利用人数	37	45	54
要約筆記者派遣事業	年間 利用件数	2	14	20
	利用人数	2	3	8

(3) 事業の必要見込み量

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
手話通訳者派遣事業	年間 利用件数	1,080	1,170	1,260
	利用人数	60	65	70
要約筆記者派遣事業	年間 利用件数	40	50	60
	利用人数	15	20	25

3. 日常生活用具給付事業

(1) 事業の概要

重度障がい者等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。

(2) 算定の考え方

日常生活用具給付事業は、過去の利用実績から必要量を算定します。

<過去の実績>

種目の区分	平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 (推計)
介護・訓練支援用具	13	13	14
自立生活支援用具	23	21	28
在宅療養等支援用具	8	14	14
情報・意思疎通支援用具	42	29	38
排泄管理支援用具	1,408	3,477	3,929

居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	2	4	4
点 字 図 書	1	2	1
合 計 件 数	1,497	3,560	4,028

(3) 事業の必要見込み量

種目の区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	15	17	19
自 立 生 活 支 援 用 具	29	29	29
在 宅 療 養 等 支 援 用 具	14	14	14
情 報 ・ 意 思 疎 通 支 援 用 具	39	42	45
排 泄 管 理 支 援 用 具	4,105	4,291	4,486
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	4	4	4
点 字 図 書	2	2	2
合 計 件 数	4,208	4,399	4,599

(参考) 種目の区分

介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるいすなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストーマ装具など、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	障がいのある人の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。
点 字 図 書	点字により作成された図書を給付します。

4. 移動支援事業

(1) 事業の概要

屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

(2) 算定の考え方

従来のホームヘルプサービスにおける外出介護が、平成18年10月から地域生活支援事業として位置づけられました。平成18年度から平成20年度までの移動支援事業の利用状況を基礎に、入所施設から地域生活への移行および退院可能な精神科病院入院患者の地域生活への移行の人数を加味して必要量を算定します。

<過去の実績>

		平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 (推計)
移動支援	年間 利用時間	11,328	11,513	12,470
	利用人数	96	100	103
	平均 利用時間	118	115	121

(3) 事業の必要見込み量

*算定式：利用人数×平均利用時間

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
移動支援	年間 利用時間	13,094	13,748	14,436
	利用人数	104	105	106
	平均 利用時間	125	130	136

5. 地域活動支援センター事業

(1) 事業の概要

障がい者に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。

(2) 算定の考え方

地域デイケア施設に対して地域活動支援センターおよび新体系サービス事業所への移行希望を調査し、その人数を基礎に、入所施設から地域生活への移行、退院可能な精神科病院入院患者の地域生活への移行および養護学校卒業生の人数を加味して必要量を算定します。

<過去の実績>

	平成 18 年度 実 績	平成 19 年度 実 績	平成 20 年度 (推 定)
設置箇所数	1	5	5
利用人数	44	98	98

(3) 事業の必要見込み量

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
設置箇所数	9	10	22
利用人数	157	165	215

6. その他の事業

(1) 訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により、居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

(2) 更生訓練費給付事業

自立訓練事業や就労移行支援事業等の利用者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

(3) 就職支度金給付事業

就労移行支援事業や就労継続支援事業等の利用者で、就職等により自立する人に、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。

(4) 自動車運転免許取得・改造助成事業

障がい者に対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、あるいは、障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労その他の社会活動への参加を促進します。

(5) 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保し、一時的な見守りや社会適応訓練などを行うことにより、その家族や介護者の就労支援や一時的休息のための支援などを行います。

2. 地域生活支援事業の必要な見込量の確保のための方策

1. 相談支援事業

障がい者や介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供が行えるようケースワーカーによる窓口相談等の充実に努めるとともに、相談支援事業所における相談機能を高めていきます。

2. 地域自立支援協議会の設置

地域自立支援協議会を設置し、相談支援事業所を中心に地域の相談支援体制とネットワークの構築を図るとともに、相談支援事業所において三障がいのいずれにも対応できるよう機能の充実に努めます。

＜地域自立支援協議会の構成員＞

地域自立支援協議会の設置にあたっては、相談支援事業所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、障がい福祉サービス事業所、学識経験者、障がい者団体代表者等から組織します。

＜地域自立支援協議会の役割＞

主に下記の事項について協議していきます。

- ・相談支援事業所を中心に地域の相談支援体制とネットワークの構築を図る
- ・相談支援事業所において三障がいのいずれにも対応できる機能の充実
- ・困難事例への対応についての調整及び協議

3. コミュニケーション支援事業

聴覚障がい者等のコミュニケーション支援を推進するため、手話通訳者派遣事業や要約筆記者派遣事業の利用促進を図るとともに、登録手話通訳者の確保と資質の向上に努めます。また、研修等を通じて市職員の手話能力を養成します。

なお、要約筆記者派遣事業については、要約筆記者の養成に取り組むとともに市独自の派遣体制の整備を進めていきます。

4. 日常生活用具給付事業

日常生活用具の給付について、ホームページ等を通じて事業の周知を図り、ストーマ装具や情報通信支援用具など障がいの特性に合わせた用具の給付を行います。

5. 移動支援事業

障がい者の外出等社会参加の促進を図るため、障がいの特性に合わせた移動支援を提供します。

なお、ガイドヘルパー派遣事業・全身性障がい者介護人派遣事業・知的障がい者介護人派遣事業については、移動支援事業との調整を図りながら、適正かつ有効な利用を図ります。

6. 地域活動支援センター事業

障がい者に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図るため、地域活動支援センターを設置する NPO 法人等に対して運営費の補助を行い、運営の安定と質の向上を図ります。

7. その他の事業

障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援するため、各種事業の充実に努めます。また、今後も障がい者の生活実態やニーズを十分に考慮しながら、必要な事業の検討を行います。

第5章 計画の実現に向けて

1. 障がい福祉サービス等に関する情報提供の充実

障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の周知を図るため、広報や各種パンフレット、ホームページ等により、分かりやすく、かつ点字や音声テープなども利用しながら障がいに応じた適切な情報提供に努めます。また、民生委員・児童委員や身体障害者相談員・知的障害者相談員に対する研修会等を通じて、制度の周知を図ります。

2. 関係機関等の連携強化

計画の実現を図るため、保健・福祉や教育などの行政の各分野はもとより、社会福祉協議会や市民、各種団体、サービス提供事業者などが、それぞれの役割を果たすとともに、障害者就労支援センターの連絡会議や新たに設置する地域自立支援協議会等の場において相互に連携を図ります。

3. 権利擁護の推進

成年後見制度の周知を図るとともに、制度を必要とする人への利用の支援に努めます。障がい者等に対する虐待の防止のため、地域自立支援協議会を活用すること等により、地域のネットワークの構築、虐待が発生した場合の対応、再発の防止等についてのマニュアル等の作成に取り組みます。

4. 計画の進行管理

各年度におけるサービスの見込量をはじめ、地域生活への移行や一般就労への移行などの達成状況を点検・評価し、障害者施策推進協議会において協議します。また、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

< 附表 >

【障がい福祉サービスの必要見込み量一覧】

<再掲>

サービスの区分	単 位	平成 21 年度 必 要 量	平成 22 年度 必 要 量	平成 23 年度 必 要 量
居 宅 介 護 重 度 訪 問 介 護 行 動 援 護 重度障害者等包括支援	時間分 (年間)	38,047	39,569	41,152
短 期 入 所	利用日数 (年間)	3,683	3,830	4,098
生 活 介 護	人日分 (月間)	3,190	3,828	5,500
自 立 訓 練 (機 能 訓 練)	人日分 (月間)	88	88	88
自 立 訓 練 (生 活 訓 練)	人日分 (月間)	110	132	748
就 労 移 行 支 援	人日分 (月間)	154	242	528
就 労 継 続 支 援 A 型	人日分 (月間)	44	44	88
就 労 継 続 支 援 B 型	人日分 (月間)	396	594	3,212
療 養 介 護	人分 (月間)	2	27	27
共 同 生 活 援 助 共 同 生 活 介 護	人分 (月間)	43	48	54
施 設 入 所 支 援	人分 (月間)	95	108	204
児 童 デ イ サ ー ビ ス	利用日数 (年間)	36	36	36
サ ー ビ ス 利 用 計 画 作 成	人分 (月間)	5	5	5

【地域生活支援事業の必要見込み量一覧】

障害者相談支援事業	実施箇所数	4	4	6
手話通訳者派遣事業	利用件数 (年間)	1,080	1,170	1,260
要 約 筆 記 者 派 遣 事 業	利用件数 (年間)	40	50	60
日常生活用具給付事業	給付件数 (年間)	4,208	4,399	4,599
移 動 支 援 事 業	時間分 (年間)	13,094	13,748	14,436
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー 事 業	利用人数	157	165	215

資料編

1. 障がい福祉施設等の新体系サービスへの移行調査

1. 調査の概要

1) 調査の目的

- (1) 施設サービス事業者およびデイケア施設等の新体系移行の状況、今後の移行予定を把握することを目的としています。

2) アンケート調査

(1) 調査項目

調査項目	設問項目 (全6問)
基礎項目	事業所名称・所在地・電話番号・代表者名・記入担当者名・事業開始日・法人格の有無
問1 現在の施設区分	旧体系・新体系別の施設区分・定員数・利用者数
問2 今後の新体系サービスへの移行希望	[新体系サービス(生活介護・自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・地域活動支援センター・施設入所支援)]への移行希望及び時期
問3 新体系サービスへの移行が遅れている理由	遅延理由(障害者自立支援法の施設サービスの整備基準等がわかりにくい/新体系サービスへ移行した時、運営上に不安がある/その他…複数選択)・(自由記入)
問4 新体系サービスへ移行する上で、必要な支援等	(自由記入)
問5 近年の施設運営上で大きな障壁となっていることについて	(自由記入)
問6 第三者評価の導入	導入状況(導入している/導入予定がある/導入予定はない…複数選択)・導入予定のない理由(自由記入)

(2) 調査対象と調査方法

対 象	調査 対象者数	配布・回収 方法
旧体系施設、施設サービス事業所及びデ イケア施設等	133 施設	郵送配布 郵送回収 (記名)

(3) 調査期間

○配布:平成 20 年9月 24 日(水) ○締切:平成 20 年 10 月 10 日(金)

(4) 回収状況

配布数	回収数	回収率
133 通	119 通	89.5%

※ 未回答施設についても、問 1・問 2 は電話で調査済み

3) 団体ヒアリング

地域デイケア施設を中心に、新体系サービスへの移行がなされていない施設に対してアンケート調査を補足する意味でヒアリングを実施しました。この中で新体系サービスへの移行についての希望や課題等の聞き取りを行いました。

- ・実施団体 9 団体
- ・実施時期 平成 20 年 10 月 1 日～11 月 11 日

2. 集計結果

1. 現在の施設区分と新体系移行希望

施設区分		平成20年度 (平成20年8月末)		平成21年度 (平成22年3月末)		平成22年度 (平成23年3月末)		平成23年度 (平成24年3月末)	
		施設数	利用人数	施設数	利用人数	施設数	利用人数	施設数	利用人数
旧体系サービス	身体障害者療護施設	7	23	4	10	3	8		
	身体障害者入所更生施設	1	1	1	1	1	1		
	身体障害者入所授産施設	4	4	2	2	2	2		
	身体障害者通所授産施設	1	8	1	8				
	身体障害者筋ジス療養施設								
	知的障害者入所更生施設	32	120	25	95	18	80		
	知的障害者通所更生施設	3	28	1	25	1	25		
	知的障害者入所授産施設	3	7	3	7	2	6		
	知的障害者通所授産施設	10	89	5	80	5	80		
	知的障害者通勤寮	1	1						
	心身障害者地域デイケア施設	20	107	17	76	16	68		
	精神障害者小規模作業所								
	精神障害者地域生活支援センター								
	精神障害者生活訓練施設 (援護寮)	1	2	1	2	1	2		
	重症心身障害児施設	1	25	1	25				
新体系サービス	生活介護	23	92	39	135	46	154	66	220
	自立訓練（機能訓練）	3	4	2	4	2	4	2	4
	自立訓練（生活訓練）	4	4	5	5	6	6	9	34
	就労移行支援	4	5	5	7	6	11	10	24
	就労継続支援（A型）	1	1	2	2	2	2	3	4
	就労継続支援（B型）	6	7	9	13	10	17	23	131
	療養介護	1	2	1	2	2	27	2	27
	施設入所支援	22	51	36	95	44	108	69	204
	地域活動支援センター	5	98	9	149	10	157	22	207
計	131	628	133	648	133	650	137	651	

※施設入所支援は他の日中活動系サービスと組合せて利用されるために計の欄に計上していません

2. 新体系サービスへの移行が遅れている理由

※複数回答が含まれるため、数字の合計は必ずしも 100%になりません

新体系サービスへの移行が遅れている理由としては、「移行時の運営に不安がある」が 46.2%と半数近い数字であり、「自立支援法の整備基準がわかりにくい」が 21.8%となっています。

図1 新体系移行遅延の理由(※複数回答)

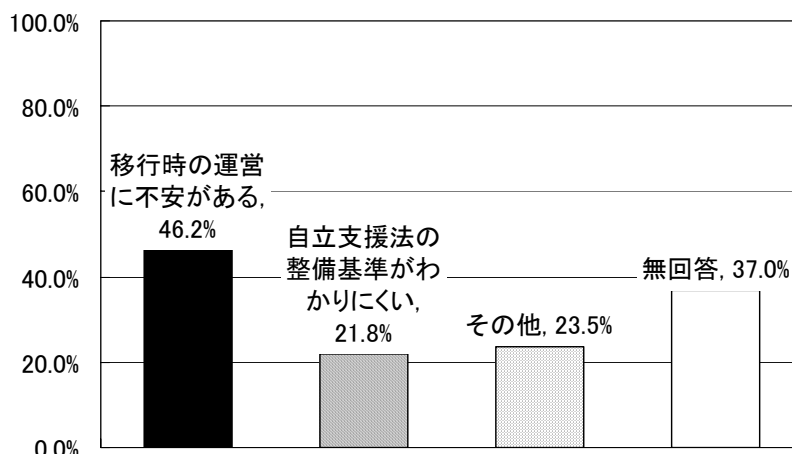


表1 新体系サービス移行遅延理由(※複数回答)

	1	2	3		
	移行時の運営に不安がある	自立支援法の整備基準がわかりにくい	その他	無回答	回答数
回答者数	55	26	28	44	119
割合 (%)	46.2%	21.8%	23.5%	37.0%	-

遅延理由について自由記述を分類してみると、「制度(国・県・市)の方針が未定のため」(13 施設)、「移行後の運営の見通しがたたない」(12 施設)、「移行準備に時間がかかるため」(5 施設)となっています。

理由の詳細は、「制度の方針が未定」については、○利用者の区分認定がみえない、○新体系の見直しを見守りたい、などです。また、「移行後の運営の見通し」については、○施設報酬の減額、○新体系に対応できる人員の確保の困難さ、などです。「移行準備に時間がかかる」については、○設備の準備、○人員体制の整備などがあげられています。

表2 新体系サービス移行遅延理由-自由記述(※複数回答)

	1	2	3	4	5	6	7	8	
	認定区分等の見直し	移行時の運営の困難さ	人員不足	施設整備と合わせて移行する	移行準備に時間がかかる	制度(国・県・市)の方針が未定	利用者の確保が困難	その他	回答数
回答者数	3	12	4	3	5	13	3	10	53
割合 (%)	5.7%	22.6%	7.5%	5.7%	9.4%	24.5%	5.7%	18.9%	-

3. 新体系サービスへ移行する上での必要な支援等

新体系サービスへ移行する上で必要な支援についての自由記述を分類すると、「運営の財政的支援」(15.1%)という回答が最も多く、次いで「設定区分等の見直し」(10.1%)、「利用者への補助」(5.0%)となっています。

理由の詳細は、「運営の財政的支援」については、○人材確保のための支援、○貸し付け等の制度、○就労により利用者が減少する場合の補填、○グループホーム等への独自補助、などがあがっています。「設定区分等の見直し」に関しては、○障害程度区分認定の早期実施、○判定基準の明確化が指摘されています。「利用者への補助」については、○重度の方への単独補助、○家賃補助や施設運営補助、などが必要との意見が見られます。

図2 新体系移行上必要な支援(※複数回答)

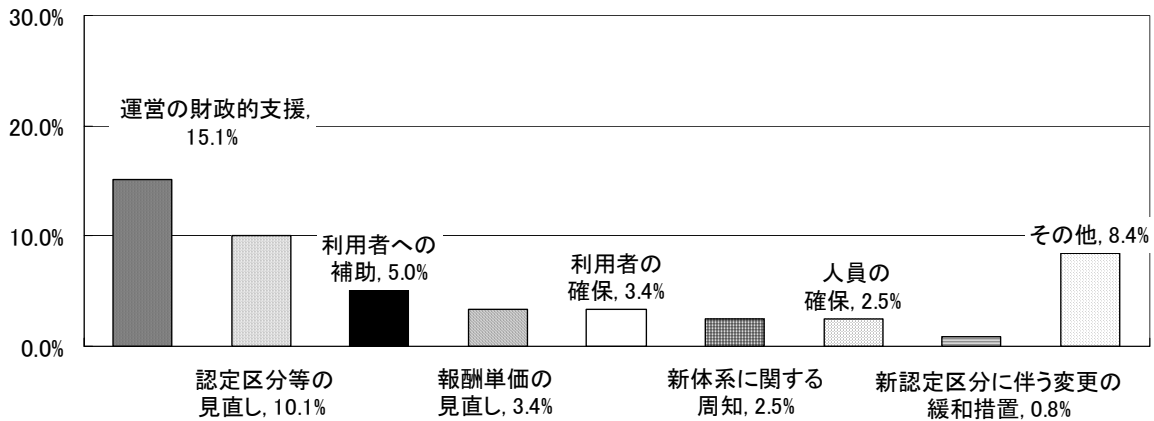


表3 新体系移行上必要な支援(※複数回答)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	運営の財政的支援	認定区分等の見直し	利用者への補助	報酬単価の見直し	利用者の確保	新体系に関する周知	人員の確保	新認定区分に伴う変更の緩和措置	その他	回答数
回答者数	18	12	6	4	4	3	3	1	10	119
割合 (%)	15.1%	10.1%	5.0%	3.4%	3.4%	2.5%	2.5%	0.8%	8.4%	-

4. 近年の施設運営上で大きな障壁について

近年の施設運営上で大きな障壁となっていることについての自由記述を分類すると、「人員不足」(42.0%)という回答が最も多く、次いで「報酬」(21.0%)、「移行後の運営の困難さ」(17.6%)でした。

意見の詳細は、「人員不足」に関しては、○夜勤対応、重度の対応についての人員配置基準が厳しい、○安定した介護職員の確保に不安がある、○事務処理業務が増大している、○専門職が雇用しにくい、などがあげられています。「報酬」に関しては、○給付の日額方式と職員の月額方式が矛盾している、○重度の受け入れがしにくい、などとなっています。「移行後の運営の困難さ」に関しては、○施設全体の収入が大きく減額する、○制度改正が頻繁で負担になっている、などの意見が見られます。

図3 施設運営上の大きな障壁(※複数回答)

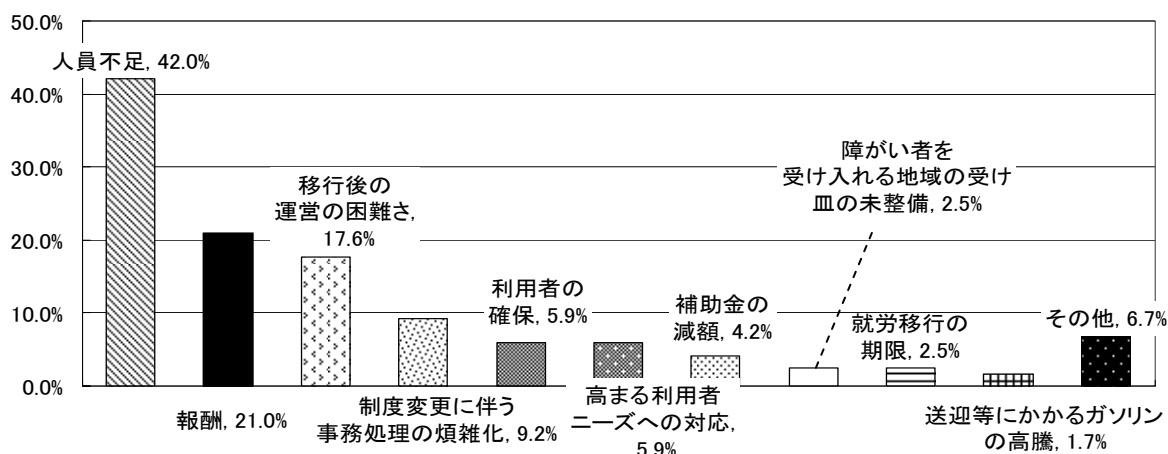


表4 施設運営上の大きな障壁(※複数回答)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	回答数
	人員不足	報酬	移行後の運営の困難さ	制度変更に伴う事務処理の煩雑化	利用者の確保	高まる利用者ニーズへの対応	補助金の減額	障がい者を受け入れる地域の受け皿の未整備	就労移行の期限	送迎等にかかるガソリンの高騰	その他	
回答者数	50	25	21	11	7	7	5	3	3	2	8	119
割合 (%)	42.0%	21.0%	17.6%	9.2%	5.9%	5.9%	4.2%	2.5%	2.5%	1.7%	6.7%	-

5. 第三者評価の導入について

第三者評価制度の導入については、「導入予定はない」(52.1%)という回答が最も多く、全体の約半数を占めました。次いで「導入予定がある」(26.9%)、「導入している」(17.6%)でした。

導入予定のない理由について、自由記述を分類すると、「費用の問題がある」(20 施設)、「第三者評価の意義・必要性を感じられない」(9 施設)、「第三者評価に代わる評価の仕組みがある」(8 施設)、「新体系移行後に導入を検討予定である (5 施設)」、「施設の仕事(雑務等)に忙しく、導入する余裕が無い(2 施設)」などとなっています。

意見の詳細は、「費用の問題がある」という内容については、○運営費の減額が想定され、職員の確保も難しく、第三者評価にかかる費用を出しづらい、○効果に対して経費がかかりすぎると感じる、などの意見が見られました。「第三者評価の意義・必要性を感じられない」に関しては、○評価基準や評価機関の水準に問題がある、という意見がありました。「第三者評価に代わる評価の仕組み」としては、○常に施設運営を外部の人からも見えるようにオープンにしている、などの意見が見られます。

図4 第三者評価の導入予定

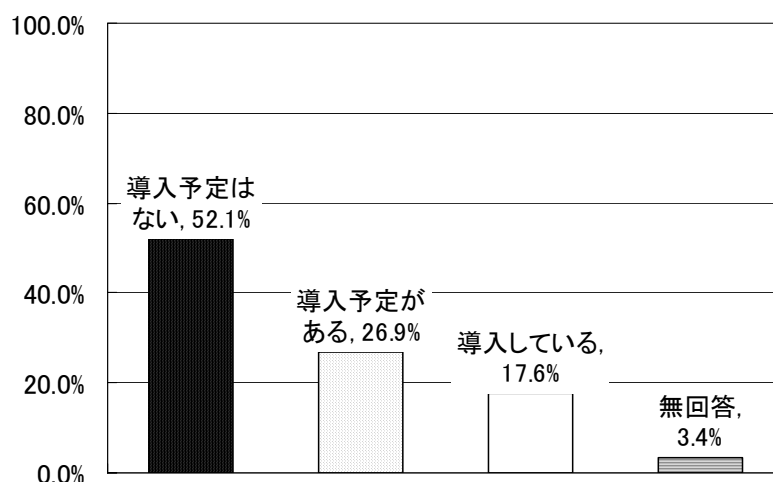


表5 第三者評価導入予定

	1	2	3		
	導入予定はない	導入予定がある	導入している	無回答	回答数
回答者数	62	32	21	4	119
割合 (%)	52.1%	26.9%	17.6%	3.4%	-

※ 第三者評価システムとは

福祉機関や関連する機関が提供する福祉・介護サービスなどの質が適切なものかどうかについて、機関内部で判断するのではなく、機関外の第三者によって行われる評価システムをいう。

2. 障がい者数及びサービス利用状況

1. 障がい者数の状況（各年度3月末）

身体障害者手帳所持者数の推移

年度	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
平成15年度	6,232 (178)	1,710 (69)	1,320 (44)	1,229 (41)	1,309 (15)	391 (3)	273 (6)
平成16年度	6,477 (184)	1,777 (72)	1,372 (46)	1,277 (42)	1,361 (15)	406 (3)	284 (6)
平成17年度	6,748 (183)	1,839 (63)	1,442 (50)	1,337 (36)	1,438 (16)	389 (5)	303 (13)
平成18年度	6,998 (186)	1,936 (64)	1,481 (50)	1,385 (39)	1,516 (14)	396 (7)	284 (12)
平成19年度	7,322 (204)	2,022 (70)	1,561 (52)	1,449 (43)	1,592 (13)	403 (9)	295 (17)

() 18歳未満の児童数再掲

療育手帳所持者数の推移

年度	総数	㊤(最重度)	A(重度)	B(中度)	C(軽度)
平成15年度	1,137 (362)	254 (47)	333 (103)	394 (136)	156 (76)
平成16年度	1,186 (385)	272 (62)	363 (121)	384 (118)	167 (84)
平成17年度	1,263 (410)	296 (71)	381 (133)	400 (115)	186 (91)
平成18年度	1,302 (426)	320 (79)	385 (131)	397 (117)	200 (99)
平成19年度	1,373 (442)	336 (83)	412 (143)	410 (118)	215 (98)

() 18歳未満の児童数再掲

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

年度	総数	1級	2級	3級
平成15年度	489 (3)	59 (0)	313 (2)	117 (1)
平成16年度	600 (2)	72 (0)	386 (2)	142 (0)
平成17年度	698 (4)	77 (1)	446 (2)	175 (1)
平成18年度	775 (4)	88 (1)	495 (1)	192 (2)
平成19年度	824 (3)	91 (1)	528 (1)	205 (1)

() 18歳未満の児童数再掲

2. サービス利用の状況(訪問系サービス等)

年 度	居宅介護									
	身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者		障がい児		合計 利用 人数	合 計 時間数
	利用 人数	時間	利用 人数	時間	利用 人数	時間	利用 人数	時間		
平成18年度	86	25,076	5	974	31	2,732	8	851	130	29,633
平成19年度	96	28,317	8	1,442	39	3,310	11	726	154	33,795

年 度	移動支援									
	身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者		障がい児		合計 利用 人数	合 計 時間数
	利用 人数	時間	利用 人数	時間	利用 人数	時間	利用 人数	時間		
平成18年度	65	7,235	30	4,047	0	0	1	46	96	11,328
平成19年度	66	7,809	33	3,698	1	6	0	0	100	11,513

年 度	短期入所									
	身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者		障がい児		利用 人数	合 計 日 数
	利用 人数	日数	利用 人数	日数	利用 人数	日数	利用 人数	日数		
平成18年度	15	1,047	38	2,182	1	22	11	227	65	3,478
平成19年度	19	1,280	32	1,503	4	56	9	256	64	3,095

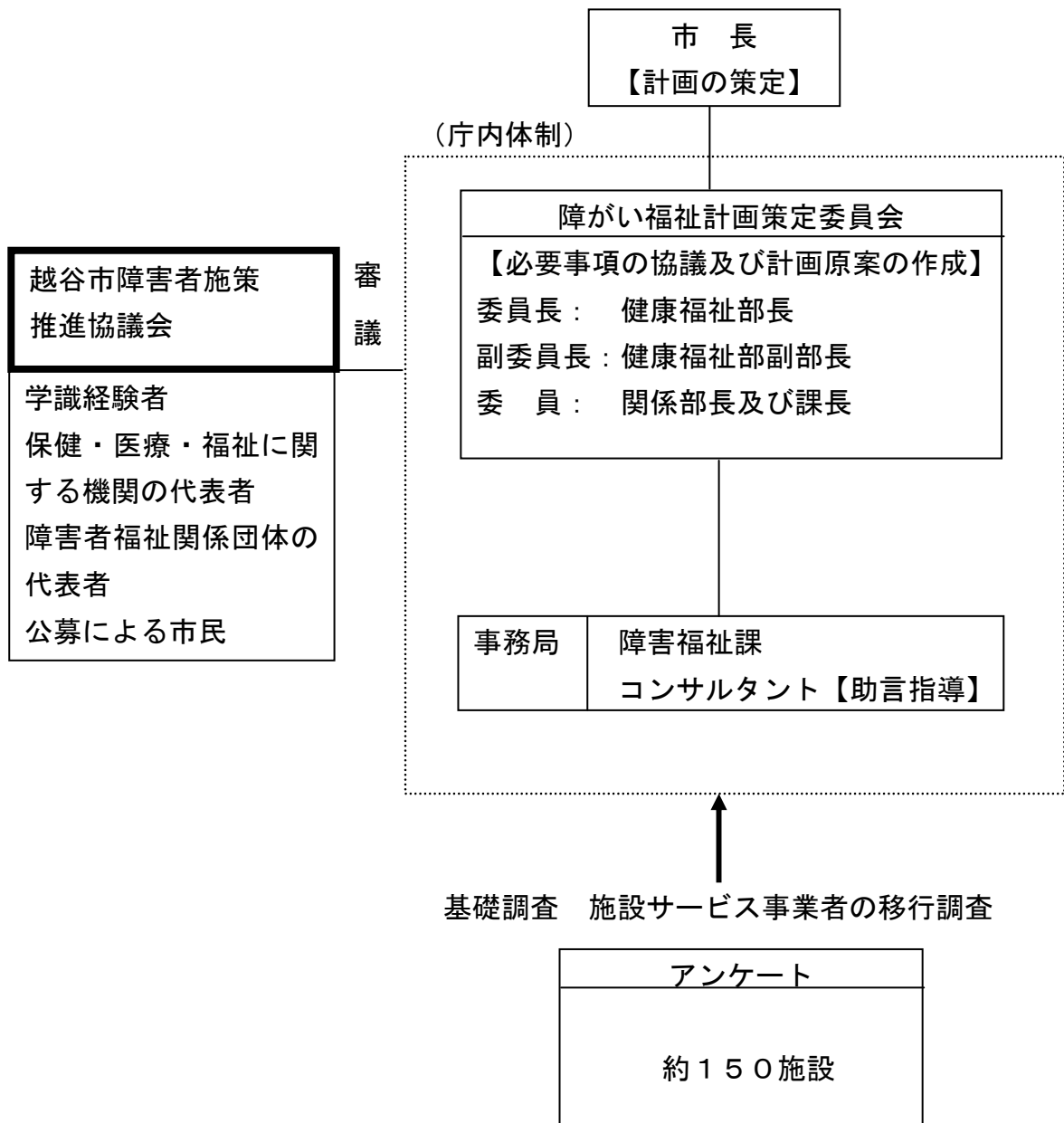
年 度	共同生活援助・共同生活介護									
	身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者		障がい児		合計 利用 人数	合 計 利用 日数
	利用 人数	利用 日数	利用 人数	利用 日数	利用 人数	利用 日数	利用 人数	利用 日数		
平成18年度			22	5,655	7	2,466			29	8,121
平成19年度			22	6,758	9	2,270			31	9,028

3. 計画の策定経過と策定体制

1. 計画の策定経過

日程		事項
平成 20 年	6 月	越谷市障がい福祉計画策定の方針決定 越谷市障がい福祉計画策定委員会設置要領の制定 コンサルタント業者の選定、委託契約 新越谷市障害者計画の進捗状況調査（平成 19 年度分）
	8 月 11 日 8 月 22 日	第 1 回策定委員会 第 1 回障害者施策推進協議会 （新越谷市障害者計画進捗状況の報告・第 2 期越谷市障がい福祉計画の策定） サービス事業所の新体系サービスへの移行希望調査
	9 月～10 月	サービス見込量、確保策の検討 地域自立支援協議会の検討
	11 月 17 日 11 月 25 日 12 月 15 日 ～1 月 9 日	第 2 回策定委員会（障がい福祉計画素案について） 第 2 回障害者施策推進協議会（障がい福祉計画素案の検討） パブリックコメントの実施
	平成 21 年	2 月
3 月		第 2 期障がい福祉計画の策定（市長決裁） 障がい福祉計画の公開（冊子・ホームページ公開）

2. 第2期越谷市障がい福祉計画の策定体制



4. 用語の解説

○インフォーマルサービス

制度化された（制度的）サービスに対比し、制度化されていない多様な形態のサービスを総称したもの。具体的には、近隣や地域社会、ボランティア、非営利活動団体などの行うサービスをさす。フォーマルサービスは、公的機関の制度に基づいて実施され、社会福祉サービスの基幹的な部分を形成するが、一定の基準によるため画一的な面が強くなる特性がある。これに対し、インフォーマルサービスは、個々の利用者のおかれている環境やニーズをふまえた機動性のある弾力的なサービスを提供することができる特性をもっている。

○NPO

継続的、自発的に社会貢献活動を行う非営利の民間組織（団体）の総称。Non Profit Organization の略。平成10年12月1日から施行された「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づいて法人格を取得した民間非営利団体をNPO法人という。

○ガイドヘルパー派遣事業

重度の視覚障がい者や車イス利用者が外出する時に、付き添い介助を行うサービス。通院や公的な手続き等のための外出に利用できる。

○共同生活援助（グループホーム）

就労し、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者で、地域において自立した日常生活を希望する人に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う新体系サービス。

○共同生活介護（ケアホーム）

生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者で、地域において自立した日常生活を希望する人に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事の介護等を行う新体系サービス。

○居宅介護

自宅で介護が必要な人に、入浴や排せつ、食事などの介助を行う訪問系サービス。

○行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動上の障がいのある人などに、外出の前後に危険を回避するために必要な支援を行う訪問系サービス。

○埼玉県工賃水準パワーアップ計画

埼玉県が平成20年3月に策定した計画で、平成23年度末までに埼玉県内の平均工賃を月額・25,000円に引き上げることを目標にしている。その中では授産施設等の経営改善に向けた支援、収益性のある授産事業への支援、市場開拓に向けた支援等を行っていくことになっている。

○埼玉県精神障害者地域移行支援特別対策事業

受入条件が整えば退院可能な精神障がい者の退院支援や地域生活支援を行う地域移行推進員（自立支援員）を配置するとともに、地域生活に必要な体制整備を促進する地域体制整備コーディネーターを配置することにより、精神障がい者の地域生活への移行を推進する。

○施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護などを行う新体系サービス。

○指定相談支援事業所

障害者自立支援法に定める障がい福祉サービスの利用にあたり、利用計画を立てることが困難な方に、サービス利用計画を作成する埼玉県指定の事業所。本市では、在宅の障がい者に対し、ホームヘルパー・ショートステイなどの利用援助を行う生活支援センターが兼ねている。

○児童デイサービス

療育を必要とする障がい児に対して、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行う新体系サービス。

○就労移行支援

一般企業への就労を希望する人などに、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行う新体系サービス。

○就労継続支援（A型）

一般企業での就労が困難な人などに、雇用契約に基づいて就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上を図り、一般就労への移行に向けて支援を行う新体系サービス。

○就労継続支援（B型）

一般企業での就労が困難な人などに、就労の機会や生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のための支援を行う新体系サービス。

○重症心身障害児施設

重症心身障害児施設は、重度の知的障がいおよび重度の肢体不自由が重複している方が入所により療育や生活指導を受ける施設。近隣では松伏町に中川の郷療育センターがある。

○重度障害者等包括支援

寝たきり状態などの介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行う訪問系サービス。

○重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援を総合的に行う訪問系サービス。

○障害者施策推進協議会

障がい者施策の総合的・計画的推進を図るため、障害者基本法に基づいて設置する市長の附属機関。越谷市では平成18年8月に設置された。

○障害者就労支援センター

障がい者の就労を促進するための就労支援および障がい者の地域社会での就労能力や社会適応力を高めるとともに、多様な就労形態を模索する地域適応支援を実施し、障がい者の職業的および社会的自立の促進を図ることを目的として、総合的な就労支援を実施する。越谷市では平成17年4月に産業雇用支援センター内に開設した。

○情報通信支援用具

障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等を意味する。

○自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で一定の支援が必要な身体障がい者に、理学療法・作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練・コミュニケーション・家事等の訓練を行う新体系サービス。

○自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に、食事や家事等日常生活能力を向上するための支援を行う新体系サービス。

○心身障害者地域デイケア施設

在宅の心身障がい者が、身近な地域で通所して自立訓練および授産活動などを行うことに

より、社会参加をめざす施設。

○身体障害者更生施設

一定の期間入所して、自立に必要な生活指導・訓練や社会復帰に必要な訓練など、各種のリハビリテーションを提供する通過型の施設。肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、内部障害者更生施設などがある。

○身体障害者授産施設

身体障がい者で就職が困難な方が入所または通所により、必要な訓練や仕事の提供を受け、一般の事業所などへの就職や自営業などで就業できるようになることを目的とした施設。

○身体障害者筋ジス療養施設

筋ジストロフィー（進行性筋萎縮症）の進行により、療養が必要な方が治療やリハビリテーションを受けるため、長期の療養生活が送れるように整備された施設。

○身体障害者相談員

民間ボランティアとして、身体に障がいのある方の相談支援活動を行い、行政とのパイプ役になるなど必要な援助を行うことを県から委託された相談員。

○身体障害者療護施設

常時介護を必要とする重度の身体障がい者が入所して、医学的管理のもとに必要な介護を受ける施設。

○ストーマ装具

ぼうこう、直腸機能等の障がいにより、ストーマ（腹部に設けた便や尿の排泄口のこと）を造設している方が使用する装具のことをいう。

○生活介護

常に介護が必要な人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供する新体系サービス。

○精神障害者小規模作業所

地域における在宅の精神障がい者の社会復帰を促進するため、地域で通所によりその特性に応じて作業訓練や社会適応訓練などを提供する施設。越谷市では平成19年4月から地域活動支援センター等に移行。

○精神障害者地域生活支援センター

地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、相談への対応や地域との交流により社会復帰と社会参加の促進を図る施設。越谷市では平成18年10月からは地域活動支援センターに移行。

○精神障害者生活訓練施設（援護寮）

回復途上にある精神障害者が居宅その他の施設を一定期間利用し、専門の職員による生活指導などを受けながら、社会生活へ段階的に慣れていくための訓練を受ける施設。

○成年後見制度

知的障がい者・精神障がい者などで判断能力が不十分な場合、財産管理や遺産分割、介護その他商法上の契約などで権利を侵かされたり不利益を被ることがないように、本人の代わりにする契約代理人を選任したり誤った契約を取り消すようにすることのできる保護・支援制度。

○全身性障害者介護人派遣事業

重度の全身性障がい者の外出援助等のために、障がい者の推薦により市町村が適当と認めた介護人を派遣する事業。

○第三者評価

福祉機関や関連する機関が提供する福祉・介護サービスなどの質が適切なものかどうかについて、機関内部で判断するのではなく機関外の第三者によって行われる評価システム。

○地域自立支援協議会

相談支援事業を効果的に実施するため、関係機関のネットワークを構築することを目的に設立する組織。地域自立支援協議会で実施する事項は、相談支援事業所を中心に地域の相談支援体制とネットワークの構築、相談支援事業所において三障がいのいずれにも対応できるよう機能の充実、困難事例への対応のあり方に関する協議、調整などがある。

○地域適応支援事業

障がい者が公共機関や民間事業所などにおける職場参加や実習を通して、地域社会での就労能力や適応能力を高めることを目的として越谷市が平成13年度から実施している事業。多様な雇用・就労形態も視野に入れた雇用対策の充実を図るために行われている。

○知的障害者介護人派遣事業

在宅の重度の知的障がい者に対し、外出援助等のための介護人を派遣することにより、知

的障がい者の生活圏の拡大を図り、その社会参加を促進する事業。

○知的障害者更生施設

知的障がい者が、入所または通所により、自立に必要な生活指導・訓練などを受ける施設。

○知的障害者授産施設

知的障がい者で就労が困難な人が、入所または通所により自活に必要な訓練や仕事の提供を受け、一般の事業所への就職や自営業などで就業できるようになることを目的とした施設。

○知的障害者相談員

民間ボランティアとして、地域で知的障がい者やその保護者への相談支援活動を行い、行政とのパイプ役になるなど必要な援助を行うことを県から委託された相談員。

○知的障害者通勤寮

就労している知的障がい者に対し、居室その他の設備を提供し独立および自活をめざして社会適応力の向上や社会復帰を図ることを目的とした施設。

○ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方。WHOの概念では、個人的な状況だけではなく、参加の制限や活動の制約など社会的な状況も障がいの態様の1つととらえており、障がいのある人もない人もともに生活し活動できる生活条件・社会をつくりだすことが重視されている。

○福祉工場

働く意志と作業能力をもちながら、対人関係や健康管理などの理由から、一般企業に就職が困難な障がい者を雇用し、生活指導、健康管理などに配慮し、かつ一定額の給与を保障する施設。

○福祉ホーム

現に住居を求めている障がい者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設。

○要約筆記者

要約筆記により聴覚障がい者や音声言語機能障がいのある方にコミュニケーションの支援を行う人。

○療養介護

常時介護を必要とする障がい者のうち、長期の入院による医療ケアを必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護および日常生活上の介護を行う新体系サービス。

第2期越谷市障がい福祉計画

発行 越谷市
〒343-8501
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
電話 048(964)2111(代表)

編集 越谷市健康福祉部障害福祉課